

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書

物品番号		仕 様 書 番 号
		F S - Z 2 1 0 0 9 9
	作 成	令和 6年 3月 28日
	変 更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	富 士 学 校 管 理 部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、富士駐屯地において使用する器材賃借及び据付役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1の1.2による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 一般的な要求事項

- a) 本役務は、本仕様書によるほか、関係法令及び各市町村条例等に基づき実施するものとする。また、設計図書に記載なき事項で、メーカー仕様による事項は、それに従うものとする。
- b) 本仕様書・図面に記載なき事項で、技術上当然実施すべき事項については、受注者の負担において確実に実施すること。また、作業上軽微なもので必要と判断される事項についても同様とする。

2.2 役務の概要

役務の概要については、調達要領書により指定する。

2.3 借上げ品目、数量

借上げ品目、数量は調達要領指定書により指定する。

2.4 場所

場所については、調達要領指定書により指定する。

2.5 借上げの期間

借上げの期間については、調達要領指定書により指定する。

2.6 要領等

要領等は、調達要領指定書により指定する。

3 監督・検査

- a) 監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。
- b) 請負業者は、作業を実施するに当たり、官側の指示に従うものとする。

4 秘密保全

- a) 秘密保全は、GLT-CG-Z50002の6.1による。
- b) 請負業者は、作業を実施するに当たり、官側の指示に従うものとする。

5 その他の指示

5.1 提出書類

- a) 作業前、作業中、作業後その他監督官の指示する箇所を撮影し、A4紙に整理して提出すること。
- b) 監督官が指示する書類（様式別途指示）

5.2 仮設電力等

- a) 本役務で使用する電気、水道及びガスは請負者の負担とする（試運転のぞく）。
- b) 本役務において使用する器材類等は、すべて請負業者が準備すること。

5.3 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、すべて契約担当官に申し出てその指示を受けるものとする。

5.4 借上げ期間中の保証

- a) 必要な場合、賃貸借期間中、請負業者を保険契約者とする動産総合保険を付帯すること。
- b) 借上げ期間中に発生した故障については、官側の操作不良に起因する損傷を除き、契約の相手方が責任を持って速やかに復旧の処置を講ずるものとする。なお、速やかに復旧することが困難な場合については、復旧に要する期間、同等な代替品を納入するものとする。

5.5 その他

- a) 安全管理については、万全を期するものとする。
- b) 請負業者は、現場管理者を指名し、関係法令に従って工程管理及び役務に従事する者の技術上の指導監督を行うと共に火災、盗難、その他災害の防止に十分な注意を払う。
- c) 役務実施場所においては、常に整理整頓に心がけ、危険箇所の点検を行う等事故防止に努め、官側の指定した場所以外に立ち入らないこと。
- d) 請負業者は、施設及び物品に損傷を与えないように必要な養生を施すものとする。やむを得ず施設及び物品に損傷を与えた場合はすみやかに官側に報告するとともにこの責任で現状に復旧する。この場合における復旧費用並びにその被害による損害補償は契約相手方の負担において行う。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	4KS81A50026
	調達要求年月日	令和6年4月23日
	作成部課	富士学校管理部 営繕課
	作成年月日	令和6年4月23日
品名	器材賃借及び据付役務(2)	
仕様書番号	FS-Z210099	

指定事項:

2.2 役務の概要

窓用クーラーの賃借及び据付

2.3 借上げ品目、数量

品目	規格等	数量
100V窓用クーラー	単相 100V 60Hz 冷房能力 1.6KW 0.7HP エアコン用延長枠(窓高1400mm-1900mm)	58台

※上記は一例であり、同等以上のものとする。

2.4 場所

a) 静岡県駿東郡小山町須走481-27 陸上自衛隊富士駐屯地

b) 細部設置場所は別図を基準とし、細部については監督官との調整による。

2.5 借上げの期間

a) 借上げ期間

令和6年6月21日(金)～10月4日(金)

b) 設置期間

令和6年6月21日(金)～6月28日(金)

c) 使用期間

令和6年6月29日(土)～9月29日(日)

d) 回収期間

令和6年9月30日(月)～10月4日(金)

2.6 要領等

a) 納入・据付・取外・返納は業者が実施し細部については現地で官側が指示する。

b) 納入の際に官側作業員に対し取扱説明書等の申送りを確實に実施する。

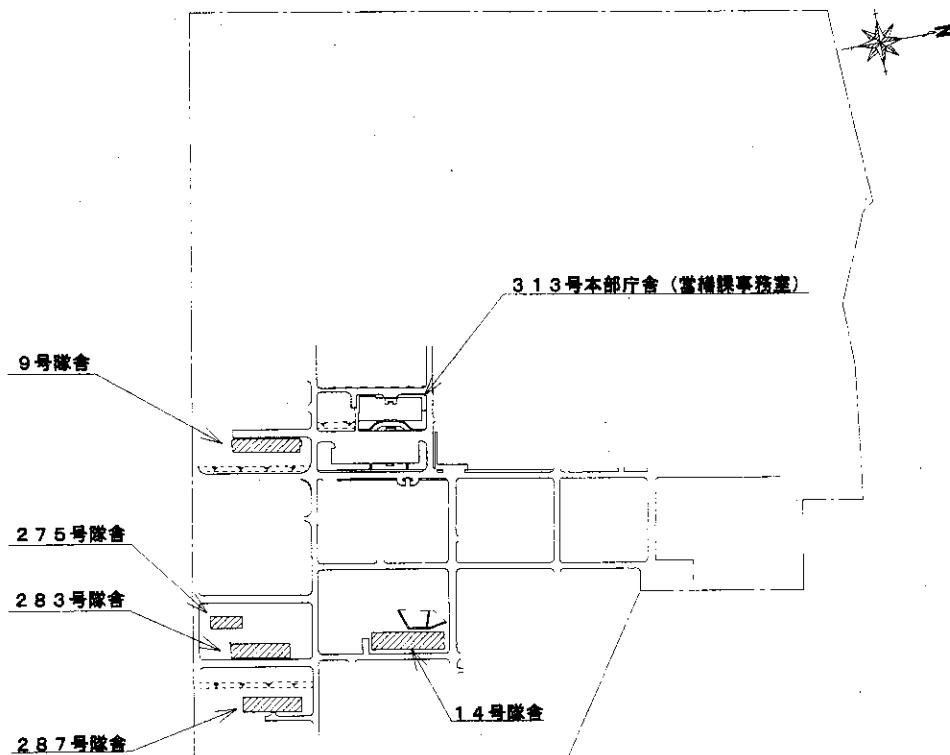
c) 不備事項が発生しないよう事前点検及び調整等を確實に実施する。

d) 据付場所等の細部については、現地で官側の指示により実施する。

別図 1



富士駐屯地案内図 S=1:X



駐屯地配置図 S=1:X

設置建物	1階	2階	3階	4階	5階	合計	備考
9号隊舎	6	5	5			16	16
14号隊舎	4	5	4	7	10	30	0
275号隊舎	0	0	2	0	0	2	2
283号隊舎	2	0	0	0	0	2	0
287号隊舎	1	5	0	0	2	8	0
						58	18

隊舎毎設置台数基準表